

船舶安全法における定期検査の間隔

定期検査は、船舶を初めて航行の用に供する時又は船舶検査証書の有効期間が満了する際に実施される（定期検査は、有効期間の満了の3ヶ月前より受検可能）。定期検査に合格すると、船舶検査証書及び船舶検査済票（小型船舶に限る。）が交付される。

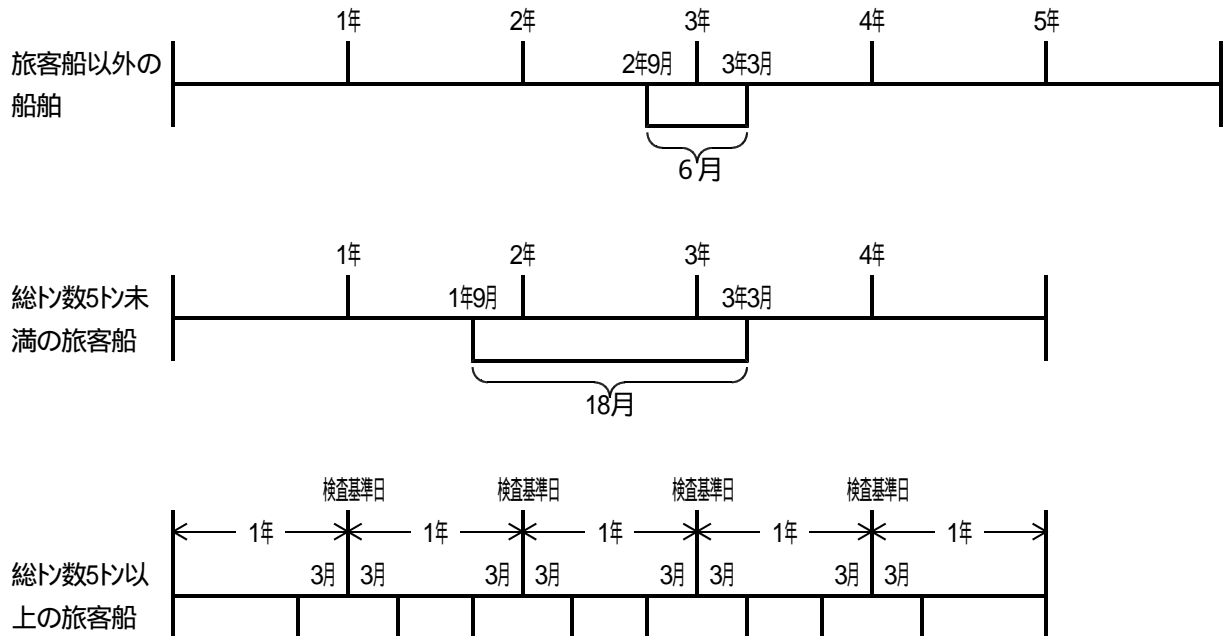
定期検査の間隔、即ち船舶検査の有効期間は5年であるが、旅客船を除く以下の船舶については有効期間は6年としている。

- ・ 平水区域を航行区域とする船舶
- ・ 小型船舶（ただし、危険物ばら積船、特殊船等を除く。）

船舶安全法における中間検査の時期

: 中間検査の時期

1. 日本小型船舶検査機構が検査を実施する小型船舶



2. 国が検査を実施する船舶

